

児童相談対応事例の検証報告書（概要）（平成26年1月～平成26年2月検証実施分）

平成26年2月21日
大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会

検証の目的・方法

（1）検証の目的

平成25年8月に発生した6歳女兒が親類男性から性暴力被害を受けた事件への児童相談所の対応事例について、今後の再発防止と支援体制の充実のため、取組の指標となる提言を行うことを目的に検証を行った。

（2）基本的な考え方

- ・本検証は、再発防止に向けた今後の方策を検討するためのものであり、個人の責任追及や事件化を行うためのものではない。
- ・調査においては、対象者の利益を損なうような追及は行わない。
- ・個人の対応を問題とするのではなく、組織としての対応の問題を把握するものである。

（3）実施方法

関係機関等からの調査結果をもとに、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、問題点・課題の抽出、提案事項の検討を進めた。

開催日程・委員

開催日程：平成26年1月～平成26年2月（計2回実施）

委員：大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会委員 7名

事例の検証から明らかになった問題点と課題

事例の検証を行った結果、次のような問題点・課題がみられた。

1 継続支援ケースについて新たな通告が寄せられた際の対応のあり方

- (1) 施設入所等の家庭分離措置をとる場合、虐待ケースであっても原則として保護者の承諾が必要であるため、児童相談所は保護者との関係構築を重視する傾向にある。今回、そのことを重視するあまり、児童の安全確保を最優先するという視点が不足していた。
- (2) 最初の通告内容は2年前の情報であったが、性犯罪の再犯性の高さも踏まえれば、2年前から現在まで被害は継続しているかもしれないという危機意識を持つべきだった。
- (3) もともとの主訴にとらわれすぎて、新たな通告内容に対して柔軟な思考の転換を行えなかった。

2 性暴力被害情報が寄せられた際の事実確認のあり方

- (1) 最初に性暴力被害情報を受理した時点で本児は一時保護中であり、保護者の影響を排除した環境で事実確認ができる状態にあったので、心理検査結果の一部分のみから推測して本児に証言能力なしと判断するのではなく、本児の能力をしっかりと見極めた上で、現在の状況について本児に確認することを検討すべきだった。
- (2) 2回目の通告受理後、実母に通所を促す電話連絡を入れるもなかなか連絡が取れず、援助方針通りに早急な事実確認がされない状態が続いた。このとき、家庭訪問を行うなどして速やかに事実確認をすべきだった。
- (3) 2回目の通告者宅を訪問したのが通告受理から2日後であった。このとき、もっと早く通告者からの聞き取りを行い、情報の信憑性を確かめた上で、必要があれば職権一時保護を検討すべきだった。
- (4) 性暴力被害情報の信憑性について適切な判断を行う上で、加害者に関する情報を収集することも検討すべきだった。

3 性暴力被害事案に係る警察との連携のあり方

- (1) 犯罪行為のおそれがある場合だったので、保護者や児童本人の意向を考慮したとしても、ためらわずに警察に相談すべきだった。

再発防止に向けた提言

1 児童の安全確保を最優先する姿勢の徹底

今回の事例では、児童の発達上の問題で支援していた児童相談所が、その方針のために保護者との関係性を重視しすぎたことから、新たに把握した保護者でない者からの性暴力被害に関する通告内容についての事実確認が遅れ、結果として安全確保が遅れることとなった。

児童の最善の利益を確保するためには、児童の安全確保が最優先されるべきであるということを、児童相談所は改めて強く意識し、このことを常に念頭に置いて相談援助業務にあたることが求められる。この基本的な姿勢を、児童相談所内の会議や研修などを通じ、繰り返し職員間で徹底させる必要がある。

2 困難事例への対応能力向上のための研修の充実

児童相談所では、性的虐待事案に対しては、これまでの取扱事例の経験から一定のノウハウの蓄積があり、保護者との激しい対立も辞さない姿勢で児童の安全確保の最優先に努めてきているが、保護者でない者からの性暴力被害事案については対応の経験が多くない。

さらに、今回の事例は、保護者が児童の施設入所に強く反対し、寄せられた情報も伝聞情報が中心であるなど、難しいケースであった。

こうしたことから、児童相談所においては、性暴力被害情報が寄せられた際の迅速な事実確認の手法や、事実が確認された場合の適切な対応の流れ、3で示すような警察との連携のあり方などについて、過去の事例や他県の事例を研究するなどして、全職員が認識を共有しておく必要がある。

併せて、対応困難な保護者への効果的なアプローチの手法などについて学ぶことや、伝聞情報への適切な対応のあり方を確認することなども重要である。

3 児童が犯罪被害者となるケースに係る警察との連携

児童相談所は児童と保護者を含めた家族全体の援助を行うための機関であり、保護者にも援助的に関わり、虐待のない家族関係の構築を目指すことが原則であるが、一方で、悪質な行為の場合は「虐待は犯罪である」ことを保護者に自覚させるとともに、援助者自身もそのことを意識しておく必要があるのは言うまでもない。今回の事例は、保護者でない者からの性犯罪であるが、そうしたケースも含めて、児童の最善の利益を考慮し、警察の関与が必要な場合は躊躇なく警察に相談をすべきである。

この警察への相談をいつ、どのような形で行うべきか等について、児童相談所内で基準を策定するなどのルール化を図るとともに、平常時から警察との連携を密にし、信頼関係を構築する必要がある。

再発防止に向けた提言（つづき）

4 検証結果の関係機関への周知

今回の検証結果報告により明らかとなった問題点と課題、再発防止に向けた提言等について、県、児童相談所、警察による事例研究会を開催するなどにより再発防止に向けて取り組むとともに、市町村要保護児童対策地域協議会を通じ県下の関係機関に周知し、県内において同様の事案が発生しないよう取り組む必要がある。

おわりに

近年、児童虐待相談等の急増により、児童相談所には緊急かつより高度な専門的対応が求められており、さまざまな困難ケースへの対応に追われる中で、一つの判断ミスが重大な結果につながりかねない。児童が被害者となることを防ぐためには、本報告書で指摘した内容を含め、人員の増員など児童相談所のさらなる機能強化が求められている。

県及び児童相談所は、本報告書にまとめた提言を真摯に受け止め、児童が被害者となる事案を防ぐための取組を一体となって進めていくことを期待する。